

市立中学校における大阪府公立高等学校入学者選抜 調査書の「活動／行動の記録」の誤記載について

堺市立中学校1校において、令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜調査書（「以下、調査書」）の「活動／行動の記録」について、生徒計4名の調査書に誤記載があったことが新たに判明しました。これに伴い誤記載のあった調査書の差し替えを行い、各高等学校で再度選抜を行った結果、当該生徒の合否への影響はありませんでした。

生徒の将来を決定する重要な書類である調査書において、誤記載という重大な事態が再び判明したことを重く受け止め、生徒、保護者、関係の皆様深くお詫び申し上げます。

改めて、教育委員会では全中学校の調査書の「活動／行動の記録」の記載内容を再調査し、全容把握を行います。また、令和4年6月1日に設置した調査書誤記載検証委員会において徹底した原因究明及び再発防止策等について検証を行います。

事案の概要については、以下のとおりです。

※「活動／行動の記録」とは、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価する観点から記入するもの。（令和4年度 大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項から）

1 誤記載の内容

いずれも一般入学者選抜に際して、志望校に提出した調査書に記載した「活動／行動の記録」に以下のとおり、誤記載がありました。（1校 4名分）

	誤記載部分	誤	正
生徒 A	実用英語技能検定の合格級	準2級	2級
	コンクール受賞内容	金賞	銀賞
生徒 B	部活動名	バスケットボール部	剣道部
生徒 C	委員会名	生活委員	図書委員
生徒 D	委員会名	生活委員	3年間生活委員としての活動がないため削除

2 誤記載による生徒への影響

対象となる生徒4名が受験した高等学校の調査書の差し替えを行い、各高等学校で再度選抜を行った結果、当該生徒の合否への影響はありませんでした。

3 事案の経緯

・6月9日（木）

16時30分頃、令和3年度に当該中学校を卒業した生徒Aの保護者から、当該中学校に「大阪府教育委員会事務局（以下「府教委」）で開示された受験時の調査書の「活動／行動の記録」に誤りがある」という問い合わせがあり、当該生徒の調査書を確認したところ、誤記載が判明しました。

・6月10日（金）

9時30分頃、当該中学校から本市教育委員会事務局（以下「市教委」）に生徒Aの調査書の内容に誤りがあったとの報告があり、11時頃、府教委に報告を行いました。

13時頃、市教委の指導主事らを当該校に派遣し、当該卒業年次の全生徒の調査書確認を開始し、新たに生徒Bの調査書で「活動／行動の記録」に誤記載があることが判明しました。

誤記載が判明した当該生徒のうち生徒Aのご家庭を当該中学校、市教委が訪問し、謝罪と説明を行いました。

・6月11日（土）～6月12日（日）

当該中学校で、引き続き、全生徒の調査書の確認を行った結果、生徒C及びDの調査書で「活動／行動の記録」に誤記載があることが判明しました。（合計4名）

・6月13日（月）

午前9時頃から、誤記載のあった生徒が受験した高等学校を当該中学校と市教委が訪問し、調査書の差し替えを行いました。

誤記載が判明した生徒B～D3名のご家庭を当該中学校と市教委が訪問し、謝罪と説明を行います。

4 原因

・当該中学校では、調査書「活動／行動の記録」の作成に向けて、まず、子どもの出欠状況や成績等を管理する子どもサポートシステム（以下、「子サポ」）に担任がデータ入力します。次に、実際に調査書を作成・出力する手順として、「生徒データ」（府教委作成ソフト）に子サポに入力している同じ内容の情報を改めて入力し、そのデータを調査書作成ソフト（府教委作成ソフト）に移す必要があります。

・本事案については、担任が子サポに入力する際に誤った情報を入力し、また本来複数人で行うべき点検・確認ができていませんでした。そのため、「生徒データ」に調査書の「活動／行動の記録」を入力する際に、誤った子サポのデータがそのまま入力されたものです。

・また、前回の調査書の誤記載判明の際に、当該校を含め全校に対して再調査を行いました。子サポに誤って入力されたデータにより、調査書の突合・確認を行ったため、誤記載に気付くことができませんでした。

5 今後の対応

- ・誤記載が判明した生徒とご家庭に対しては、誠意をもって心のケア等を行います。
- ・全中学校に対して、調査書「活動／行動の記録」の記載内容の確認を行います。

6 再発防止策

- ・今回の事案を受け、調査書の作成に当たっては、子サポへのデータ入力から調査書の出力に至るまでのすべての段階で、複数人で適切に確認作業を行うよう、校長会や研修等で改めて周知を徹底し、注意喚起を行います。

- ・有識者等による調査書誤記載検証委員会において、原因究明と再発防止策、組織運営等について検証いただき、再発防止策を具体化します。
- ・庁内職員による調査書誤記載対策チームにおいて、教育委員会事務局及び市長部局において、原因や課題を検証し、検証委員会の検証結果を踏まえ、調査書作成業務の所管部局や学校と共に再発防止策を推進します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課: 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 電 話: 072-228-7436 ファックス: 072-228-7421
----------------------------	---